令和6年度

事業計画書

社会福祉法人 上田明照会

令和6年度 法人事業計画書 ①

社会福祉法人 上 田 明 照 会

項目	内
基本方針	設立の基本理念である「浄仏国土・成就衆生」(社会環境の浄化と円満な人格 の形成)の実現を図り、地域における福祉社会の形成と発展に寄与する。
運営方針	基本方針をふまえ、社会福祉法人としての使命(社会的責務)を自覚し、社会福祉事業の健全性と透明性の確保に努める。また、利用者に対する福祉サービスの提供だけでなく、地域にある福祉ニーズに応えていく姿勢を堅守する。 各事業において利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に努め、利用者が地域の一員として、利用者自らの意思決定が尊重され本人主体の暮らしが営めるよう支援を提供する。一人ひとりが尊厳を持って生きられる社会を目指し、地域の福祉向上に貢献することを目的として運営する。
理事会 評議員会	理事会は業務執行機関として年間に3回以上開催し、自己の職務執行状況等を報告する。評議員会は議決機関として、定款変更等の法人運営に係る重要な事項を確認し決議する。また、定時評議員会を毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。
広 報	本会の運営状況や各事業所の現況等について、広報誌(明照会ニュース)及びホームページに定期的な各事業所発信のブログなどを掲載し、広く地域に向けた情報発信を行う。また、法人内部報として、新田施設改築における進捗状況等について「新田改築NEWS」を隔月発行し、情報の共有を図る。
職員の研修	新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、Zoom環境が整備され、状況の変化に応じた研修方法が定着した。人材育成・研修委員会を中心に「階層別研修」「専門研修」等は引き続き企画運営し、より効果的な研修体制の構築に努める。特に次世代を支える職員のレベルアップを目指す。また、法的に必要な研修については、法人として企画運営に関与する。 外部研修についても、積極的参加を促すが、個人の研修に留まらない、現場力につながるフィードバックの機会を定着させる仕組みづくりに取り組む。
職員の 健康管理	○嘱託医による健康診断を法令で定められた内容、回数を実施する。○生活習慣病健診費用の補助を通じて、個々の健康増進を図る。○職員親睦会と連携して健康増進を図るとともに、管理者および看護師を中心に、職員の心の健康に配慮した取り組みを行う。○令和6年度「心の健康づくり計画」を施行し、全職員のストレスチェックを行う。
職員の 福利厚生	○上田勤労者互助会に加入し、その制度を利用して慶弔金を支給する。○長野県労働基準協会連合会の百円労災に加入し、労災保険上乗せ補償を行う。○職員親睦会行事に助成を行う。○生活習慣病健診及びインフルエンザワクチン予防接種費用の補助を行う。○新型コロナウイルスに関連する事項については、随時検討し必要とされる対応を迅速にとっていく。
地域応援	地域における公益的な取り組みを以下のとおり実施する。 ○のびのび教室、おもちや図書館(蓮の音こども園主催) ○かんかん広場(甘露保育園主催) ○てとてと祭り(新田施設) ○各事業所主催の各種イベント 等

法人事業計画 ②

	法 八 争 兼 計 <u>世</u>
項目	内
重点事項	① 施設整備に向けた計画的推進(新田施設改築に関わること) 昨年度より法人内建設委員会を設置し、月1回程度、基本的な検討を重ねている。 令和7年4月を仮移転の時期と定め、安全でスムーズな移転を目指す。随時内部調 整及び地域や各関係機関との連絡調整を行い、令和8年度中に新田施設完成を目指 した準備を計画的に行う。
	② 法人運営に関する事項 令和6年4月に障害福祉サービス等報酬改定が行われ、改正される児童福祉法及 び障害者総合支援法により、障がい児・者支援の充実が期待されている。そのよう な中で、目指すべき障がい福祉の実現と安定した事業運営に向けた取り組みを行う 必要がある。 〇中長期計画策定に向けた取り組み 中長期(3年を想定)計画策定により、法人としての事業運営の方向性を明確にし、取り巻く経営環境の変化や新たな経営課題が発生した場合においても、計画に基づく意思決定やスムーズな対応が可能となる。つまり中長期計画は事業を継続、 ボロング東にのかがる
	発展させていく事につながる。 策定にあたり、プロジェクトチームを編成する。 プロジェクトチームの構成は各事業所の管理者及びサービス管理責任者・児童発達 支援管理責任者・主任等を中心に全職員を巻き込み、職位、職域を越え共通理解の 元、創意工夫を凝らし作成し、令和6年12月までに完成させる。それを踏まえ、 各事業の令和7年度事業計画に反映させる事を目標とする。
	③ 支援に対する基本姿勢 ○利用者一人ひとりの人権を尊重し、職員各人が同じサービスを提供できるように支援の標準化(マニュアル整備)に努め、常に利用者の立場に立った支援サービスを提供する。日中活動においては、様々な障がいや特性に配慮し、個別支援計画を基に、利用者の状況に応じた支援メニューを用意し、ご本人の意思決定支援の充実に努め、利用者が楽しみを持って活動に参加できるようにする。 ○虐待防止の手引きや定期的な研修により、職員が自身の支援について振り返る機会を設け、利用者の人権を尊重し、個人の尊厳が守られる職場風土作りに取り組む。○利用者、その家族等からの苦情・相談・要望に対して、適切に対処し、誠意を持って是正・改善する体制を確立し、実効的に運用できるようにする。
	④ 福祉人材に対する基本姿勢 ○慢性的な人材確保の難しさがある。労働力を奪い合う人材獲得競争が現実的に起きており、人材対策は最重要課題となっている。実際当法人でも異業種からの採用が増えているが、その参入なくして事業が成り立たない状況もあることから、そこを見据えた対策を講じて一定の質の確保に取り組む必要がある。地元大学、短大との連携は継続しつつ、この仕事の社会的意義の大きさ、専門性の価値など、福祉の魅力をアピールしていく努力が必要である。 ○職員の採用後、職員が定着し、働き続け成長できる職場環境の整備も同時に必要である。令和6年度年間休日日数を107日とすることを始めとして働き方を見直し、各部署での職務分担の明確化が再検討課題として残る中、ハラスメントの防止、メンタルヘルス対策に取り組み、令和7年度は全職員対象にストレスチェックに取
	り組む。 〇甘露保育園が本格的にICTの導入稼働し始めたが、他事業所の現場支援員の業務負担軽減、業務の効率化に向けた機器の検討を進め、導入計画を進める。 ※重点項目に基づき、これらの実現のために、職員一人ひとりがその役割を理解し、

豊かな人間性と専門性を培い、その力を最大限に発揮する組織運営を目指す。

甘 露 保 育 園 (保育所) 病児保育事業 (体調不良型)

1. 一人ひとりの成長・発達が守られ、乳幼児期にふさわしい生活体験を積み重ねる。 2. 親が安心して子どもを預け働ける環境を整えるとともに、「家庭と園が共に子どもを育てる」パートナーシップの強化を図る。 3. 食を大切にし、内のつながり、命の大切らを保育の場面を通じて伝える。 4. 保育所の果たすべき社会的責任を認識し、地域社会との交流や連携を深める。 別、保育の充実・・・子どもの主体性を尊重する保育の充実 ()遊びの選択やつながりのある保育を考えた環境構成について工夫する子どもとの対話や反応を元に子どもの興味・間身が遊びを発展、充実させていけるよう意識しかり組んできた内容を継続する。そのよう意識しまり子どもの事に対して、海側同日が思かを通している。そのよう意識しかを語が深まや、子どもの興味である。単位表の強力を対して、環境同日が思かを記した内容を経続する。ともに育ら合う支援や配慮を必要とする子ども保護者に対して、適切にアセスメントを行いそれの安容度に応じたアプロー本人が役割を担えている。その第1年を表の変に下してアプロー本人が役割を担えている。その際「情緒の安定」を長の項目として超えた園全体で本人が役割を担える存在となるようを上りまい関係性を築いていく。その際「情緒の安定」を大の項目として超えた園全体で本人が役割を担える存在となるもらっとを大切にし仲間としてよりまり眼に振性を築いていく。また、最治町施設に通う子どもたもが分け同としておりまい関係性を築いていく。また、最治町施設に通う子どもたもが分け同とてよりまい関係性を築いていく。また、最治町施設に通う子どもたもが分け同としておきまし自然交流ができるように「ドキュメンテーション等」、職員の業務省力化(タブレットの使用等)を図るとともに保護者との相互理解が図れるよう、日頃からの信頼関係構築に努める。日々の実践を保育園行事でかが学を通して子育での伴走者としての情報共有や保育園理解を保育の機会を保育がいるよう、日頃からの信頼関係構築に努める。日々の実践を保育園行事でかべるよう、日頃からの信頼としての情報共有や保育園理解を変を複会を検えているがその適としていく、質な性にもいても関まらず、食を生活の一部として捉え、生活を般を整える事の重要性についても保護をできなる。様々ななりなりまりましていく、野菜作り調理がよりまりまりまりまりまする。単に食を動を入る、様々な食がなりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりま		病児保育事業(体調不良型)
1. 一人ひとりの成長・発達が守られ、乳幼児期にふさわしい生活体験を積み重ねる。 2. 親が安心して子どもを預け働ける環境を整えるとともに、「家庭と園が共に子どもを育てる」パートナーシップの強化を図る。 3. 食を大切にし、内のつながり、命の大切らを保育の場面を通じて伝える。 4. 保育所の果たすべき社会的責任を認識し、地域社会との交流や連携を深める。 別、保育の充実・・・子どもの主体性を尊重する保育の充実 ()遊びの選択やつながりのある保育を考えた環境構成について工夫する子どもとの対話や反応を元に子どもの興味・間身が遊びを発展、充実させていけるよう意識しかり組んできた内容を継続する。そのよう意識しまり子どもの事に対して、海側同日が思かを通している。そのよう意識しかを語が深まや、子どもの興味である。単位表の強力を対して、環境同日が思かを記した内容を経続する。ともに育ら合う支援や配慮を必要とする子ども保護者に対して、適切にアセスメントを行いそれの安容度に応じたアプロー本人が役割を担えている。その第1年を表の変に下してアプロー本人が役割を担えている。その際「情緒の安定」を長の項目として超えた園全体で本人が役割を担える存在となるようを上りまい関係性を築いていく。その際「情緒の安定」を大の項目として超えた園全体で本人が役割を担える存在となるもらっとを大切にし仲間としてよりまり眼に振性を築いていく。また、最治町施設に通う子どもたもが分け同としておりまい関係性を築いていく。また、最治町施設に通う子どもたもが分け同とてよりまい関係性を築いていく。また、最治町施設に通う子どもたもが分け同としておきまし自然交流ができるように「ドキュメンテーション等」、職員の業務省力化(タブレットの使用等)を図るとともに保護者との相互理解が図れるよう、日頃からの信頼関係構築に努める。日々の実践を保育園行事でかが学を通して子育での伴走者としての情報共有や保育園理解を保育の機会を保育がいるよう、日頃からの信頼関係構築に努める。日々の実践を保育園行事でかべるよう、日頃からの信頼としての情報共有や保育園理解を変を複会を検えているがその適としていく、質な性にもいても関まらず、食を生活の一部として捉え、生活を般を整える事の重要性についても保護をできなる。様々ななりなりまりましていく、野菜作り調理がよりまりまりまりまりまする。単に食を動を入る、様々な食がなりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりま	項目	内 容
2. 親が安心して子どもを育てる」パートナーシップの戦化を図る。 3. 食を大切にし、命のつながり、命の大切さを保育の場面を通じて伝える。 4. 保育所の果たすべき社会的責任を認識し、地域社会との交流や連携を深める。 別に作成する年間保育計画に基づき、令和6 中度の重点目標を次の点におく。 1. 保育の充実・・・子どもの主体性を尊重する保存育の場面を通じて伝える。 2. 保育の充実・・・子どもの主体性を尊重する保存情の元実 ○遊びの遊択やつながりのある保育を考えた環境構成について工夫する 子どもの対話や反応を元に子どもの典味。関心に沿って保育を展開していく。そのような中で子どもの遊びが深まり、子ども自身が遊びを発展、充実させていけるよう意識し、取り組んできた内容を継続する。その積み重ねによりよい自身発して社会情動的スキル(保育の共通理解へつなげる。 ○ともに育ち合う 支援や配慮を必要とする子どもや保護者に対して、適切の正常はの変容に広じたアプロー格に過じた、適切の正常が定義の事として提え、固全体で本人が役割を担えている。その際【情緒の安定】を最低充の項目として捉え、固全体で本人が役割を担えている。ことを介護を関係性を築いていく。またの職【情をのすましたとからが分け隔でなく行き来し自然交流ができるように両施設で協働していく。 () I C T を活用することで保育の見える化(ドキュメンテーション等)、職員の業務は力化(タブーシットの使用等)を図るとともに保護者との相互理解が図れるよう、日頃からの信頼医様等にのいて、保育者は保護者との相互理解が図れるよう、日頃からの信頼医様等にのいて、保育者は保護者との相互理解が図れるよう、日頃からの信頼医様等にのいて、保育者は保護者との相互理解が図れるよう、日頃からの信頼医様等にのいて、保育者は保護者との相互理解が図れるよう、日頃からの信頼保護等のめる。日々の実践を保育園行事官参加等を通して保育のに発表を通して保育の地で表別していて、「家庭と固が生に子育」の過程を共有しての考え方や重要性について職員間の大連解析にないるとを育み、食べるという行為に留まらず、食育・中、食を通じた保育。現功知れて意欲関心を育み、食べることに興味を持ち進んで食べる。様々な食材を知てて意欲関ルとなる「かんかん広場」を開催域をあるいたがあるとともに保育園子育で支援の過ごし、交流を深められるよりにしていなの親子が変もともに保育園でおいてもらうことで保育園へ理解促進につなげる。	運営方針	1. 一人ひとりの成長・発達が守られ、乳幼児期にふさわしい生活体験を積み重
園児の保育 別に作成する年間保育計画に基づき、令和6年度の重点目標を次の点におく。 1.保育の充実・・・子どもの主体性を尊重する保育の充実 ○遊びの選択やつながりのある保育を充実境構成について工夫する 子どもとの対話や反応を元に深違する。その様子を展集、充実させていけるよう意識し、取り組んできた内容を継続する。その様み重ねにいく。 そのような中で子どもの遊びが深違する。その積み重ねにいく。 自発的な活動を通して社会情動的スキル(非認知能力)を育んでいく。 職員同士が思り合う機会を定期的に設け、保育。切にアセスメントを行いる。 ○ともに育ち合う 支援や配慮を必要とする子どもや保護者に対して、適切にアセスメントを行いそれぞれの受容度に応じたアプローチを展開とれて、適切にアセスメントを行いる。 イぞれの受容度に応じたアプローチを展開と担て、適切にアセスメントを行いる。 ②とも配慮と必要とする子どもや保護者に対して、適切にアセスメントを行いる。 おぞれの項目として提え、関金体で本人が役割を担える存在となるようサポートする。 連の音ことも園とめ交流を通してい、。その際【培給の安定・ションを分しり間としては見然の流ができるように両施設で協働していく。 ○ICT導入及び活用における育の見える化(ドキュメンテーション等)、職員の業務省力化(タブレットを持つの見える化(ドキュメンテーション等)、職員の業務省力化(タブレットを持つの見える化(ドキュメンテーション等)を職員の業務省力に(タイレのよびおって、場合の表達としていく。 「家族支援・シー・家庭連携と保護者を切るとともに保護者との 相互理解がごその過程を対し、子育の作用等)を図るとともに保護者との 相互理解がごそな機ななバックグラの信頼機能の充実 保育者は保護者としている機能を構築に努める。場合と関としていて、「家庭と園がそを実した」を表していて職員の共通者としての情報共有や保育園園解をと使っるとしていて、「家庭と園がよると対したのできる」がよりましての保育園の共通を持った。ともに任命といって職員のおよのに対したで食べる。様々な食と行うとともに、子質飲見をを楽しむと味わら、様々な食と行うとともに、子質飲見を変更しむ。 4.地域との問わり・・地域成りの発達を活めて、様々な食としての保育園子育で支援として、未就園兄の経験を変しているに対しる。 サら進んで食べる。近れがよりを通りの表が関かに、関すのを関して、未就して、大変になどを楽しむ。 4.地域とのつながりを通りに対して実施なを験しているに対しながありを、関心につなくがありを、関して、大変に伝統的な仏教行事を大切の視りを開催し、の親子が楽しくして、大変のよれる影響、関心につながするとともに保育園を知ってもらうことで保育園・理解にし、心身の健康な発育に力を入れる。 「事計画」別に保育を加速し、心臓を振り組める活動にする。 別に作成する保育園に基づいたまともに伝統的な仏教行事を大切にして変流を変められるより関心に対して対しながありまして、大変に対して、対しないなどは、対しないないなどは、対しないないないないないないないないないないないないないないないないないないない		2. 親が安心して子どもを預け働ける環境を整えるとともに、「家庭と園が共に 子どもを育てる」パートナーシップの強化を図る。
1. 保育の充実・・・子どもの主体性を専重する保育の充実 ○遊びの選択やつながりのある保育を考えた環境構成について工夫する 子どもとの対話や反応を元子どもの実味・関心に沿って保育を展開していく。 そのような中で子どもの遊びが深まり、子ども自身が遊びを発展、充実させたちの自発的な活動として社会情動的スキル(非認知能力)を育んでいく。職員同士が思いを通して社会情動的スキル(非認知能力)を育んでいく。職員同士が思いを語りう機会を定期的に設け、保育の共通理解へつなげる。 ○ともに育ち合う 支援や配慮を必要とする子どもや保護者に対して、適気の際【情緒の安定人を一般でして、一般でして、一般でして、一般でして、一般でして、一般でして、その際【情報の安定】として起え、関係を強を担える存在となる合うことを大切にし仲間としてより良い関係性を築いていく。また、鍛冶町産設に通う子どもたちが分け隔でなく行き入りの活を通いていく。よい、鍛冶の書として上まり良い関係性を築いていく。また、鍛冶市設に通う子どもたちが分け隔してなく行き入及び活用における業務の効率化 「CTを活用することで保育の見える化(ドキュメンテーション等)、職員の業務省力化(タブレットの使用等)を図るとともに保護者とのコミュニケーションの活性化につなげる。 2. 家族支援・・・家庭連携と保護者支援の充実、保育者は保護者との相互理解がぼそ務省力化(タブレットの信頼関係学の必るとともに保護者との相互理解がぼその過程を共有し、子音を楽しめる関係性を構築していく。ご家族の保育参加等を適して子育ての件走者としての情報を構築に努める。日々の実践を保育園行事信かができる。して子育ての件走者としての情報としていく。一切を使いて、関して子育でのは大きで表している。考え方や重要性について強力の情間の共通・で変える機会と関していて、対し、関連にないる考え方や重要性についてもまりまり、食を生活を収を整える事の重要性についても保護者に管をしていく、を行うとともに、子どもの発達とあった。食べる楽しこさを味わら、食事のマナーを知り、たまとともに、子どもの発達を応じたクラスに、未就成児のなが影り間かせ、制作に与内容の充実を図り、地域との別かが楽しく過ごし、交流を深められるようにしていくがるとともに保育園を知ってもらうことで保育園、理解促進につなげる。別に作成する保育計画に基づいて実新たな経験、関心につなげるとともに保育園を知ってもらうことで保育園、理解促進につなげる。別に作成的な仏教行事を大切にする。子どもの発想を活かし、友だちとともに含欲的に取り組める活動にする。子どもの発想を活かし、友だちとともに含欲的に取り組める活動にする。		
支援や配慮を必要とする子どもや保護者に対して、適切にアピースメントを行いそれぞれの受容度に応じたアプローチを展開していく。その際【情緒の安定】・	園児の保育	1. 保育の充実・・・子どもの主体性を尊重する保育の充実 ○遊びの選択やつながりのある保育を考えた環境構成について工夫する 子どもとの対話や反応を元に子どもの興味・関心に沿って保育を展開していく。 そのような中で子どもの遊びが深まり、子ども自身が遊びを発展、充実させていけるよう意識し、取り組んできた内容を継続する。その積み重ねにより子どもたちの自発的な活動を通して社会情動的スキル(非認知能力)を育んでいく。 職員同士が思いを語り合う機会を定期的に設け、保育の共通理解へつなげる。
活性化につなげる。 2. 家族支援・・・家庭連携と保護者支援の充実 様々なパックグラウンドを持つ家庭について、保育者は保護者との相互理解が図れるよう、日頃からの信頼関係構築に努める。日々の実践を保育園行事につなげその過程を共有し、子育てを楽しめる関係性を構築していく。ご家族の保育参加等を通して子育での伴走者としての情報共有や保育園理解を深める機会としていく。「家庭と園が共に子どもを育てる」パートナーシップについて、園としての考え方や重要性について職員間の共通理解に取り組む。 3. 食育・・・食を通じた保育 乳幼児期における食育は人間形成上極めて重要である。単に食べるという行為に留まらず、食を生活の一部として捉え、生活全般を整える事の重要性についても保護者に啓蒙していく。 野菜作りや調理体験を行うとともに、子どもの発達に応じて食べることに興味を持ち進んで食べる。様々な食材を知って意欲関心を育み、食べる楽しさを味わう。食事のマナーを知り、友達と一緒に食べることを楽しむ。 4. 地域との関わり・・・地域の子育て支援としての保育園子育て支援として、未就園児の親子の遊びの場としての保育園子育で支援として、未就園児の親子の遊びの場としての保育園・単齢に応じたクラスでの交流、絵本の読み聞かせ、制作等内容の充実を図り、地域の親子が楽しく過ごし、交流を深められるようにしていく。 地域社会とのつながりを通して新たな経験、関心につなげるとともに保育園を知ってもらうことで保育園へ理解促進につなげる。 行事計画 別に作成する保育計画に基づいて実施する。特に伝統的な仏教行事を大切にする。子どもの発想を活かし、友だちとともに意欲的に取り組める活動にする。		支援や配慮を必要とする子どもや保護者に対して、適切にアセスメントを行いそれぞれの受容度に応じたアプローチを展開していく。その際【情緒の安定】を最優先の項目として捉え、園全体で本人が役割を担える存在となるようサポートする。 蓮の音こども園との交流を通して、一緒に過ごし共に育ち合うことを大切にし仲間としてより良い関係性を築いていく。また、鍛冶町施設に通う子どもたちが分け隔てなく行き来し自然交流ができるように両施設で協働していく。 ○ICT導入及び活用における業務の効率化 ICTを活用することで保育の見える化(ドキュメンテーション等)、職員の業
乳幼児期における食育は人間形成上極めて重要である。単に食べるという行為に留まらず、食を生活の一部として捉え、生活全般を整える事の重要性についても保護者に啓蒙していく。 野菜作りや調理体験を行うとともに、子どもの発達に応じて食べることに興味を持ち進んで食べる。様々な食材を知って意欲関心を育み、食べる楽しさを味わう。食事のマナーを知り、友達と一緒に食べることを楽しむ。 4. 地域との関わり・・・地域の子育て支援の場としての保育園子育て支援として、未就園児の親子の遊びの場となる「かんかん広場」を開催し、年齢に応じたクラスでの交流、絵本の読み聞かせ、制作等内容の充実を図り、地域の親子が楽しく過ごし、交流を深められるようにしていく。 地域社会とのつながりを通して新たな経験、関心につなげるとともに保育園を知ってもらうことで保育園へ理解促進につなげる。 別に作成する保育計画に基づいて実施する。特に伝統的な仏教行事を大切にする。子どもの発想を活かし、友だちとともに意欲的に取り組める活動にする。乳幼児期に必要な栄養に十分配慮し、心身の健康な発育に力を入れる。		活性化につなげる。 2. 家族支援・・・家庭連携と保護者支援の充実様々なバックグラウンドを持つ家庭について、保育者は保護者との相互理解が図れるよう、日頃からの信頼関係構築に努める。日々の実践を保育園行事につなげその過程を共有し、子育てを楽しめる関係性を構築していく。ご家族の保育参加等を通して子育ての伴走者としての情報共有や保育園理解を深める機会としていく。「家庭と園が共に子どもを育てる」パートナーシップについて、園としての考え方や重要性について職員間の共通理解に取り組む。
子どもの発想を活かし、友だちとともに意欲的に取り組める活動にする。 園児の 乳幼児期に必要な栄養に十分配慮し、心身の健康な発育に力を入れる。		乳幼児期における食育は人間形成上極めて重要である。単に食べるという行為に留まらず、食を生活の一部として捉え、生活全般を整える事の重要性についても保護者に啓蒙していく。 野菜作りや調理体験を行うとともに、子どもの発達に応じて食べることに興味を持ち進んで食べる。様々な食材を知って意欲関心を育み、食べる楽しさを味わう。食事のマナーを知り、友達と一緒に食べることを楽しむ。 4. 地域との関わり・・・地域の子育て支援の場としての保育園子育て支援として、未就園児の親子の遊びの場となる「かんかん広場」を開催し、年齢に応じたクラスでの交流、絵本の読み聞かせ、制作等内容の充実を図り、地域の親子が楽しく過ごし、交流を深められるようにしていく。地域社会とのつながりを通して新たな経験、関心につなげるとともに保育園を知
	行事計画	
に成らて	園児の 健康管理	
園児の 安全管理 高める。不審者対応訓練は年2回、避難訓練は毎月1回、様々な状況を想定して取り組む。遊具の自己点検は毎日実施し、業者による点検を年1回実施する。	園児の 安全管理	高める。不審者対応訓練は年2回、避難訓練は毎月1回、様々な状況を想定して取
家庭との I C T を活用し、ドキュメンテーションやホームページ(ブログ)等で普段の子ど 連携 もの活動や姿など保育園の様子を可視化し、保育への理解を深める機会としていく。	家庭との 連携	
定員・職員 定員90名 園長 主査 主任保育士 保育士 看護師 栄養士 調理員	定員・職員	
	職員の研修	保育に関わる全ての職員は、それぞれの職域の中で必要な知識や技術を習得し、

蓮 の 音 こ ど も 園 (児童発達支援センター)

項目	内
運営方針	上田明照会設立の基本理念及び運営方針をふまえ次の点に力を入れる。
	1. 障がいの早期発見と早期専門療育提供 2. 家族支援の充実 3. 地域との連携及び支援の強化 4. 甘露保育園との日常的な関わり
園児の療育	別に作成する運営・療育計画書に基づいて実施し、令和6年度の重点目標を次の点におく。 1. 発達支援 個々のニーズに合わせた適切なアセスメントを行い、【児童発達支援ガイドライン】の5領域を総合的に個別支援計画に明記し、安心・安全な環境において、豊かな経験ができるように支援する。個別と集団の中で、その子らしく興味のあることや強みが生かせるよう、意思決定支援のプロセスに配慮し、大人とのやり取りを通してチャレンジしながら自信と意欲を育てる。また、甘露保育園の子どもたちとの関わりの中でお互いを知り、経験や楽しみを広げながら発達を促すとともに、すべての子どもたちが地域との交流ができるよう関係機関と連携し、インクルージョンに取り組んでいく。また、医療的ケア児については専門的な支援や関係機関との連携を強化し、安心して過ごせるよう配慮し、地域で育つ環境整備を進めていく。
	2. 家族支援 日常的な悩みを傾聴し、家族のペースで進めていくとともに、支援場面を通して子どもの特性を踏まえた関わりが共有できるよう、面談や母子通園等を行い、家族の成功体験や自信がもてるようにする。また、保護者同士の情報交換ができる場として、保護者会、学習会、父親同士の交流、きょうだい児等の支援についても、他家族との交流が楽しめるよう繋がりに配慮していく。行政や母子保健等との連携においても、面談への同席や現況を共有しながら適切な支援の提供ができるよう連携を強化していく。
	3. 地域生活支援 保育所等、支援を必要とする子どもが地域で適切な支援が受けられるよう、集団活動や生活全般に対する専門的支援ができるよう、障がい者支援課、基幹相談支援センター、発達相談センター、保育課、相談支援専門員等との連携を推し進める。総合的な支援に繋がるための学習会等の開催や、専門訓練士による外来訓練等を発信し、生活に活かせるよう相談の場を提供する。また、発達支援が必要な在宅の子どもと保護者を対象に、外来親子教室【のびのび教室】を通して家族支援を行う。地域のネットワークを活用し地域社会への参加ができるよう、すべての子どもがともに育つ環境を整備していく。
行事計画	別に作成する運営・療育計画書に基づいて実施する。
園児の安全 園児の健康	安全計画を基に日々の事故防止・危険防止に努め、園全体で安全への意識向上に努める。防災計画に基づき月1回の防災・避難訓練の実施、及び年2回の防犯訓練、定期的に園周辺の安全点検や環境整備を行う。 感染症対策については、情報収集を行いマニュアルに沿って対応する。健康面については個別状況に配慮し、健康管理に努める。年間計画に基づき各種検診を実施する。
職員の研修	各種研修会はWEB研修又は状況を見ながら参加する。園内カンファレンスを通じて発達支援の充実に努める。
療育相談 の内容	各種相談に対応するとともに、次の事業を通じて障がいの早期発見・早期療育を促し援助を行う。
定員・職員	定員30名 園 長 児童発達支援管理責任者 主 査 リーダー 保育士・児童指導員 看護師 作業療法士 管理栄養士 調理員
おもちゃ 図 書 館	甘露保育園開放日と兼ねておもちゃ図書館を行う(年7回)。 その他、要請があれば、可能な限り派遣(青木村図書館等)に応じる。

令和6年度 事 業 計 画 書

蓮 の 音 こ ど も 園 (児童発達支援センター) 保育所等訪問支援事業

15 口	(保育所等訪問支援事業 内 容
項目	
運営方針	上田明照会設立の基本理念及び運営方針をふまえ次の点に力を入れる。 1. 児童発達支援センターとして身近な地域で専門的支援の展開 2. 関係機関・団体との連携・調整 3. 地域との連携及び支援の強化
重点目標	1. 地域における子どもの発達支援 専門的な支援を必要としている子ども集団に加わり、本人の特性や関わり 方、環境面などから現状を分析し、強みを活かした支援方法や活動の組み立 てなどを共有する。安心感と自信がもてる環境の中で本人の意欲と自己肯定 感を育てる。配慮の必要な園児が複数在籍している現状もあることから、担 任の思いを尊重しながらクラス全体として活用できる支援を組み立て実践で きるようにする。また、家庭生活においても手立てを共有する必要があることから、フィードバックできる内容を明確にする。安定的な通園ができることで園と保護者の信頼関係を構築し、「地域で育つ」ことを支援していく。 2. 地域支援機能強化と関係機関との連携 訪問先の方針に沿い、障がいのない子ども集団の様子を理解した上で、本人支援や訪問先職員への専門的支援を提案していく。発達的な視点を持ち訪問支援員が実際の場面で子どもへ直接支援を行い、訪問先へ間接支援として具体的に伝えることで効果が得られるようにする。また、子どもが安心して集団生活を楽しむことができるよう、保護者ニーズと訪問先との認識を共有し、良好な関係を構築できるようにする。障がいの有無に関わらず、すべての子ども関係を構築できるようにする。障がいの有無に関わらず、すべての子どもが地域で生活できるよう、行政や基幹相談支援センターの療育コーディネーター等の関係機関との情報交換、相談・連携体制を強化していく。地域全体のインクルージョン推進のための「後方支援」としての役割を担う。 3. 専門性の向上と事業の理解啓発 訪問先の状況や利用児の様子は様々であるため、保護者や訪問先の理解が不可欠である。関係機関との連携により、関わり方や環境調整等、総合的な支援を提供し保護者の不安軽減や、地域で子どもの育ちを支えられるようネットワークを広げていく。支援の継続により地域での支援力が高まり、効果が期待される事業の周知に努める。訪問員は主体的な保育の視点を高めるとともに適切なアセスメントを行い、集団の様子とそどもの特性、集団生活適応のための専門的な支援を実施し、課題解決に向けた実践を積み上げていく。
支援の内容	障がい児が集団生活を営む保育所等を訪問し、当該保育所等における障がい児 以外の児童との集団生活適応のための専門的な支援を実施する。 ●障がい児本人に対する集団生活適応のための支援 ●訪問先保育所等の職員に対する支援方法等の指導・助言等
対象者	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、放課後児童クラブ、 児童養護施設、乳児院等、児童が集団生活を営む施設に通う「障がい児」(医学 的診断や障がい者手帳の有無は問わない)であり、当該施設を訪問し、専門的な 支援が必要な子どもを対象とする。 ※当園としての支援対象年齢は、上限小学校低学年を想定している。
職員の研修	内部研修、外部研修への参加等を通じて、専門分野の知識や技術を高める。
職員	園 長 児童発達支援管理責任者 訪問支援員

ともいき宝池慈光(生活介護事業)

	ともいる玉 他 総 兀 (生活が護事業	
項目	内容	
運営方針	上田明照会設立の基本理念及びともいき宝池慈光運営規程をふまえ、次の点に力を入れる。	
	1. 利用者の意思決定を尊重し自己実現が図られ、自立に必要な支援を適切に提供する。	
	2. 利用者が家族とともに「その人らしさ」を大切にした社会生活が営まれるよう、より一層関係機関と連携して取り組む。 3. 心身の健康推進に努める。	
 支援内容と		
	を次の点におく。	:
	1. 利用者が自己選択できる機会の提供及び記録の充実と効果的な活用 利用者の発信・行動を受け止め支援を展開し日中活動を充実させていくと 共に、ストレングス視点をもち利用者の自己選択の為、意思決定支援に向け た取り組みを行い、利用者の居場所や役割、表現を大切にしながら自信を持 てる機会と場所の提供をする。	
	経過や課題を視覚化し、利用者の思いや願いを受け止め、実現に向け何が必要なのかを探り、支援内容に反映させる。 2. 関係機関連携における家族支援の充実	
	利用者・家族の双方において高齢化が顕著に進み、介護・医療支援の必要性が高くなっている。利用者・家族が抱えている現状や悩みを共有し、関係機関と連携し必要としている情報や生活環境の変化等を把握し、必要なサービスが提供され、安心して生活できるように準備を行う。	•
	3. 新田施設整備に向けて 新田施設整備事業において、多機能事業所の構築に向けて新田施設が一体 となり、利用者主体の活動・支援を展開出来る様に検討と実践を積み重ね、 整備事業を進めていく。	;
主な 支援サービス	○生活支援…食事・排せつ等身辺処理の自立支援及び健康管理(足浴・口腔ケア・ 手洗い)の充実を図る。	•
文1仮りし ^	○相談支援…日常生活に関する相談、家族支援に関する相談等を受けていく。必要に応じて相談支援専門員と連携し、解決に向けて支援していく。 ○創作活動…壁面画の製作・絵画製作・カレンダー作成・手芸染物等を通じて、作品の完成における達成感を得ていただくとともに利用者の創作意欲を引き出せる支援を実施する。	
	 ○生産活動…箱折り作業・アルミ缶リサイクルといった外部から引き受けた作業により地域との繋がりを実感し、誰もが参加できる畑の野菜作りにより、食物を育て食す喜びを感じられる支援を行う。 ○身体活動…歩行のみならず、体操・身体活動を取り入れ一人ひとりが楽しめるメニューの提供、年齢や個別の心身機能に応じた専門職の意見を取 	•
	り入れた機能訓練を組立て、身体機能の維持及び向上を図る。 〇特別支援学校・行政との連絡調整…特別支援学校卒業後の進路や利用を希望されている方の情報収集を行い、新規利用希望の開拓を図る。実習の受け入れも積極的に行う。	
	○地域交流・社会参加…個人ボランティアの受け入れ。また、近隣の環境整備や 気まぐれ屋新田の活用、てとてと市、自治会文化祭へ作品展示・参 加等を通じて地域との関りを深める。	
利用者の 健康・安全	別に作成する支援計画書に基づいて実施する。 「事業継続計画」「感染症予防」「危機管理」「要望等解決」「虐待防止」等のマニュアルをより充実させるとともに、各種訓練を積極的に実施して実践で活用できるように整備していく。	
職員の研修	事業所内研修、法人内研修、外部研修(県知障協主催)へ参加し、その後伝達研修を行いアウトプットしていく。また、職員個々の目標を立て、目標達成に向け実践・検証を行い職員の資質向上を図る。	
定員・職員	定員20名 所 長 サービス管理責任者 主 任 支援員 看護師	

令和6年度 事業計画書

と も い き 宝 池 和 順 (生活介護事業)

項目	内
運営方針	上田明照会設立の基本理念及びともいき宝池和順運営規程をふまえ、次の点に力を 入れる。
	1. 基本的な生活スキルの向上及び生活の楽しさを味わえる支援に努める。 2. 生産活動を通して喜びや生きがいを持てる支援に努める。 3. 意思決定を尊重するとともに、心身の健康促進に努める。
支援内容と	別に作成する支援計画書に基づいて実施し、令和6年度の重点目標を次の点におく。
重点目標	1. 利用者一人一人の思いを実現するために
	日中活動での利用者の願いや思い、意思を確認し、個々の利用者にあった支援をチームとして取り組んでいく。また支援内容を相談支援専門員とも共有し、個別支援計画に基づく根拠のある目的設定のもと、支援の充実を目指す。
	2. 生産活動と生活支援活動のさらなる発展に向けて
	新田施設整備事業における多機能事業所の構築に向けて、利用者主体の生産 活動と生活支援活動のさらなる発展を目指し、再生すべく環境を整えていく。 誰もが可能性とチャレンジが出来るよう配慮していく。
	3. ご家族及び地域との連携
	事業所の中・長期計画など和順部会とも情報を共有し、共に歩んでいく。又、 障がい福祉サービス事業所の役割として、地域の自治会・学校・老人会・民生 児童委員等との交流を充実させ、地域に開かれた事業所を目指していく。
主な	〇生産活動 《自主生産活動》 《受託生産活動》
支援サービス	 ・珈琲焙煎と販売 ・クッキー製造と販売 ・パン製造と販売 ・カフェ店舗の営業 ・気まぐれ屋での作品販売 ・工業用紙袋加工作業〜鈴与マタイ㈱
	 ○生活支援活動 農園芸、音楽、絵画、創作、書道、手芸、料理、軽運動 ○生活支援 食事、身辺処理等の自立支援及び健康管理 ○相談支援 利用者及びご家族の安全支援、日常生活に関する相談支援 ○地域交流 てとてと祭り、味遊カフェギャラリーの開催、気まぐれ屋地区イベント(新田青年祭、新田文化祭等)及び各種イベント販売上田養護学校、上田第三中学校、上田千曲高校との交流
利用者の 健康・安全	・別に作成する支援計画書に基づき実施する。・健康管理、安全管理については、個別の状況に配慮しながら日々の支援を行う。・日頃より専門職や関係機関と連携しながら、必要なサービスの提供をする。
職員の研修	事業所内研修、法人内研修、外部研修等に積極的に参加し、職員の支援の力を培う。 また、長野県社会福祉協議会、長野県知的障がい福祉協会や上小圏域自立支援協議会 への参加等により、職員の資質向上に努める。
定員・職員	定員30名 所 長 次 長 サービス管理責任者 主 任 リーダー 支援員 看護師

令和6年度 事 業 計 画 書 ともいきライフ月影 (障害者支援施設) (生活介護・施設入所支援) (短期入<u>所事業</u>)

	(短期入所事業)
項目	内
運営方針	上田明照会設立の基本理念及びともいきライフ月影運営規程をふまえ、次の点に力 を入れる。
	1. 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援が図れるよう、意思決定に必要な個別支援を適切に提供する。
	2. 利用者が地域社会に生きる住民として、豊かな生活が営まれるよう専門的支援の提供に努める。
	3. 障害者総合支援法に基づく各障害福祉サービス事業においては、利用者を中心(パーソンセンタード)に必要とされるサービスを提供する。
支援内容と 重点目標	別に作成する支援計画書に基づいて実施し、令和6年度の重点目標を次の点におく。 1. 利用者の日常生活の充実
	利用者の思いに寄り添い、信頼感や安心感・居場所がもてること、日常生活に 安心感をもって生活できることや、様々な経験や体験が積み重ねられ、適切な情 報を適切な形で得られるようにチームで支援する。
	2. 意思を尊重した社会生活の充実 利用者(必要に応じて家族)の意思を確認・尊重し、アセスメントをしっかり 実施することによりストレングスの視点を意識し、説明等を丁寧に行いながら合 意を得て、信頼関係をより確固たるものとしていく。そして、支援チーム内の意 思統一を図ることで一貫した支援を提供していく。
	3. 共生社会の実現を意識した家族や地域との連携 利用者の暮らしや活動の基盤が地域社会であること、利用者を支える理解と信頼のネットワークが形成されるよう家族や関係機関等とのつながりを大切にし、ホームページや広報誌を発信し、地域における広域的な取り組みにつなげる。
主な 支援サービス	○生活支援…食事・身辺処理・入浴等の自立支援・余暇支援及び健康管理等 ○相談支援…日常生活に関する相談及び助言 ○機能訓練…歩行・散策・リハビリ・体育館活動・軽スポーツ等 ○生産活動…農園芸作業・手芸・カレンダー作り・デザイングッズ等 ○創作活動…工作・絵画・折り紙・塗り絵・習字等 ○地域交流…地域行事参加・保育園や小学校との交流・ボランティアの受入
利用者の健康・安全	別に作成する支援計画書に基づいて実施する。 ・緊急時に備え、BCP(事業継続計画)を基に関係機関等とも連携し実践に使用できるよう訓練等を進める。 ・感染対策指針を策定し感染予防対策体制を確立。委員会を中心に標準予防策の意識を引き続き高めていく。 ・事故報告書、ヒヤリハットの検証を徹底する。又、リスクマネジメント研修や危険予知トレーニング(KYT)の充実により、利用者の安心、安全に努める。・虐待防止徹底のため、年間研修計画に基づき基本的人権の意識向上を図る。・業務管理マニュアル(個人情報保護、守秘義務、要望及び虐待防止等)の研修及び周知徹底。 ・防災に関しては、災害時の食品及び資材の備蓄を図る中で、坂城町、消防署、自治会(上平防災マップ)との連携を図り様々な訓練を実施していく。
職員の研修	年間研修計画のもと、事業所や法人内研修、外部研修(県主催虐待防止・権利擁護研修・知障協主催自閉症セミナー・精神科領域支援セミナー)及び自己啓発に関する研修も積極的にすすめるとともに、事業所内での伝達研修も実施していく。
定員・職員	○生活介護 60名 ○施設入所支援 50名 ○短期入所事業 者·児 6名 所長 サービス管理責任者 主任 支援員 看護師 栄養士

令和6年度 事業計画書

ともいきライフ住吉 (障害者支援施設) (生活介護・施設入所支援) (短期入所事業)

項目	内容
運営方針	上田明照会設立の基本理念及びともいきライフ住吉運営規程をふまえ、次の点 に力を入れる。
	1. 利用者一人ひとりが「笑顔で元気に」なれるよう信頼関係の構築と必要な
	支援を適切に提供する。 2. 利用者一人ひとりの意思決定の支援に配慮し、魅力のあるサービスの提供
	に努める。 3. 利用者が地域に生きる住民として豊かな社会生活が営めるように支援の提供を図る。
支援内容と 重点目標	別に作成する支援計画書に基づいて実施し、令和6年度の重点目標を次の点に おく。
	1. 個別支援計画書を基に利用者さんの幸せづくりを展開する 「幸せ」な生活とは、利用者さんの世界観をともに感じることから始まる。 その為には、一人ひとりの人生ストーリーを意識したアセスメントが重要にな る。そこから、利用者さんの発信された言葉、見えている行動や表情から見え ない心の声を支援者が思いを馳せ、利用者さんの「本当の願い」をチームで話 し合うことである。また、ご本人を真ん中に、ご家族、関係者、特に相談支援 専門員と連携しながら様々な手法を使い根拠や仮説をたて、個別支援計画書を 基にPDCAサイクルを回しながら支援を展開する。
	2. チームでチャレンジと成長し合える仲間づくりをする 内外部の研修を通して障がいや高齢者への理解を深めるとともに、権利擁護 を意識した支援を展開する。まずは、他者の意見を丁寧に聴く「傾聴力」を高 め、お互いの価値観の違いをあるがまま受け止めるチームづくりをする。そし て、自分の思いを安心して言葉にでき、お互いに応援し合える仲間、感謝と貢 献が飛び交う仲間づくりを意識する。
	3. 地域や社会とのつながりを拡げる 伊勢山地域やボランティア等との交流会を行い、利用者さんと社会をつなぎ 社会参加の場を提供する。また、社会資源を有効活用し市民として生活できる ように支援を行う。適宜、ご家族の思いに耳を傾け関係を深める。
主な	○ 生活支援:食事・入浴・身のまわりのこと等の支援・余暇支援及び健康管理等
支援サービス	○ 相談支援:日常生活に関する相談及び助言等
	○ 機能訓練:歩行・リハビリ等
	○ 生産活動: 園芸作業・椎茸作業・野菜作り等
	○ 創作活動:音楽活動・食事作り・おやつ作り・手芸・ビーズ等
	○ 地域交流活動:地域の行事参加・地域の敬老会参加・小中学校との交流等 ボランティアの受け入れ
利用者の	○ 危機管理マニュアル (BCP、保健~感染症・食中毒等の予防・ヒヤリハットの活用)
健康・安全	○ 業務管理マニュアル
	(個人情報保護・要望等解決・守秘義務・虐待防止/身体拘束) ○ 防災管理マニュアル
	(火災・震災時の対応及び防災避難訓練等) 各種マニュアルの周知を徹底し、利用者さんの安心安全を担保できるよう、関係機関(福祉課・保健所・医療機関・管轄消防署・消防団・警察署・自治会及び地域住民)との協力体制を強化する。伊勢山自治会との連携を密にして協力体制を確保していく。
定員・職員	生活介護 30名 施設入所支援 30名 短期入所事業 4名 所 長 サービス管理責任者 主 任 リーダー 支援員 看護師 栄養士

上田明照会グループホーム

	-
項目	内
運営方針	上田明照会設立の基本理念及び共同生活援助事業の運営方針をふまえ、利用者が 地域社会の一員として、その人らしい尊厳を守られながら生活を営むことができる よう支援する。特に、主体的に生きる力を育むため、一人ひとりの自己決定及び意 思決定を尊重し、持てる力や可能性に着目した支援ができるよう心がける。
支援内容と 重点目標	
	1. グループホームが心安らぐ場所であるように、人間関係の調整に力を注ぐ。
	2. 感染症予防・介護予防等の考え方を支援に活かしていく。
	3. 社会情勢を踏まえながら、地域との関りによる生活の充実感を得るために、行事(お花見会・忘年会・青年会・地域清掃)等の地域参加をより前進させていく。
	4. BCPの内容の精度高めながら、防火・防災・防犯における地域との連携を構築していく。
	5. 物価高騰に対して節約という意識付けを図っていく。
主な支援サービス	 ・日常生活における生活全般の支援及び個々に必要な介助等の提供を行う。 ・利用者の生活全般の相談に応じる。 ・健康管理(健康視診・バイタルチェック・通院と服薬)の支援及び金銭管理の支援を行う。 ・個々の「個別支援計画」に基づいて短期目標を設定し、達成のための支援を行う。 ・支援経過のモニタリング(利用者との共同作業)を継続的に実施していく。
利用者の健康・安全	現在利用されている利用者は65歳以上2名、60歳以上1名となっている。高齢の利用者については、今後は老化に伴う機能低下や生活習慣病等の罹患が予測されるため「感染症予防・介護予防」に取り組み実践していく必要がある。また、地域での活動を希望される若い世代の利用者の方への支援もニーズに合わせ提供する。健康推進のために日常的な観察を重視し、利用者の主訴をよく傾聴し、的確な判断がなされるよう職員のチームワークを一層整えたい。食生活では家庭的で温かな料理を提供する。又個人の嗜好を反映するとともに感染症の状況を踏まえながら、行事を計画的に取り入れ、生活に変化と張りを持たせるようにする。安全に対する社会的要請が高まっていることから日常的な防犯の意識を高める必要がある。各種の研修会には積極的に参加し、支援方法や共通理解に努める。
職員の研修	・支援力の向上を図るため障害特性を理解する他、障がい者虐待防止・権利擁護の 所内研修を充実させていく。・上小施設連協のグループホーム担当者会の「世話人研修会」に参加する。又、県 知的障がい福祉協会が主催する研修会も可能な限り参加できるようにする。
環境整備	利用者の生活環境の変化に伴う居室の環境整備は改善点を迅速に把握し実施していく。故障や使用上のトラブルについては故障個所や使い方をよく点検し、最善の手当を行う。
定員・職員	
	ホーム長(管理者) サービス管理責任者 世話人 生活支援員

^{令和6年度} 相談支援事業計画書

蓮 の 音 こ ど も 園 (児童発達支援センター) 相談支援センター ほっと (障害児相談支援) (特定相談支援)

	(特定相談文援) •
項目	内
運営方針	上田明照会設立の基本理念及び蓮の音こども園(障害児相談支援、特定相談 支援)の運営方針をふまえ次の点に力を入れる。
	1. 障害者総合支援法及び児童福祉法に照らし合わせた事業展開を行う。
	2. 利用者が、家族とともに尊厳のある暮らしが営めるよう、関係機関と連 携して取り組む。
	3. 法人施設の利用児者及び在宅の利用児者のニーズに対応すべく、社会資源の活用・開発や地域づくりに貢献し、地域における公益的な取り組みに努める。
支援内容と	令和6年度の重点目標を次のとおりとする。
重点目標	1. 機能強化型 (I) 事業所として、質の高い相談支援の提供に努める
	原則障がいの種別を問わず、障がい児者自らが望む場所で社会の一員と して日常生活、または社会生活を営むことができるよう、解決すべき課題 等を把握したうえで必要な福祉サービス利用の支援を行う。利用者の意思 及び人格を尊重し、利用者や家族に寄り添い支援を行う。
	2. 法人内(外)各事業所のサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任 者等との円滑な連携と情報共有に努める
	利用する方のストレングス、置かれている環境や日常生活全般の状況、 希望する生活やその方の課題など、利用者支援の質を重視し、実効性のあ る支援が展開できるようサービス等利用計画と個別支援計画の連動性と継 続性を確認し、協力関係を構築し生活保障に結びつける。
	3. 行政及び基幹相談支援センター、地域の関係する機関との連携を図る
	定期的な基幹相談支援センター等が実施するGSV(グループスーパービジョン)への参加、協議会や各種会議に参画し、支援の幅や深さ、相談支援の質的向上を目指す。同時に地域の様々なニーズを関係者と共有し、ニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築を目指し、地域に貢献する。
主な	・指定障害児相談支援事業 (継続)障害児支援利用計画作成
支援種目	・指定特定相談支援事業 (継続)サービス等利用計画作成
	・タイムケア事業・災害時支援の確認
職員の研修	・医療的ケア、行動障害、高齢化や重度化する障がい児者に対して専門的な 対応ができるよう研鑽を深める。法人内、各関係機関等で開催されている 研修会に参加する。
職員	管理者 主任相談支援専門員 相談支援専門員